

函館北ロータリークラブ会報



インスピレーションになろう

2018~19年度 国際ロータリー テーマ
インスピレーションになろう

2018~19年度 国際ロータリー会長
バリー・ラシン

成田 豊 会長 テーマ “融和と柔軟を”

★会長 成田 豊 ★幹事 弗田 和則

《第2634回例会》第28号 4月24日(水)

本日のプログラム

クラブアッセンブリー 地区研修・協議会報告



4月17日 卓話
函館税務署 副署長 河原 幸生 氏

2018~2019 < 第 2633 回例会 >

第 27 号 4月17日の記録

- ◎司 会 成田 豊 会長
- ◎斉 唱 君が代、我らの生業、四つのテスト

- ★誕生祝 守田会員 (2日)
- ★結婚祝 中野(亮)会員 (28日)



- ◎会長報告 成田 豊 会長
- 理事会報告
 - ・4月14日の地区協議会出席の予算12万円を4名出席とのことで10万円にいたしました。
 - ・5月26日レクリエーションをグリーンピアで行います。
 - ・社会奉仕委員長を深瀬会員に変更です。

- ◎委員会報告
- 奨学会委員会 増田 定雄 委員長

4月12日市立函館高等学校へ成田会長とともに伺いました。
担当の成田先生、教頭先生と高校2年生の奨学生とお会いし、半期分の奨学金を渡してきました。
- 親睦活動委員会 増田 定雄 委員長

5月のレクリエーションは次週詳細を報告します。

- ◎幹事報告 弗田 和則 幹事
 - 第4四半期会費納入のご案内をいたしましたので、今月中にお払い込み下さいますようお願い致します。
 - 森RCより観桜会開催のご案内がありました。5月8日(水)午後6時青葉ヶ丘公園で開催されます。案内をいたしましたのでご参加をお願い致します。
 - 他クラブ例会変更 4月23日(火)函館東RC、26日(金)函館五稜郭RC共に夜間例会に変更。
 - 函館セントラルRC創立15周年記念式典並びに祝賀会が7月6日(土)午後3時から国際ホテルを会場に開催されます。参加希望者はお知らせください。
 - ライラセミナーが開催されます。アポイ岳登山で20歳から40歳の有望な方に参加していただくようお願い致します。
 - ローターアクトの国際大会が今年度2500地区で開催されます。参加希望者は4月26日までにお知らせください。

- ◎親睦活動委員会 増田 定雄 委員長

ニコニコBOX投入報告
成田会長・森会員・石橋会員・増田会員・南木会員
深瀬会員……BOXに協力。
弗田幹事……卓話の函館税務署 河原様を歓迎して。
吉田会員……あたたかくなりましたね。

◎卓話「消費税率について」

函館税務署 副署長 河原 幸生 氏
 函館税務署副署長 河原様より自己紹介がありました。「昨年の7月に函館にきました。北海道十勝生まれ、採用も札幌国税局でございますが採用後に研修を終えて、東京の方で30年ほど勤めておりました北海道に帰ってきたことを大変嬉しく思っています。

本年10月から始まる消費税の増税のうち消費税の軽減税率制度を中心に説明をさせていただきます。」と話されました。

卓話の中心は、標準税率10%になるか軽減税率8%になるかの解釈方法です。軽減税率が適用されるのは、週2回以上発行される新聞、酒類外食を除く飲食料品です。平成35年10月1日からは、適格請求書等の交付が必要であり、それまでに事業者は税務署に適格請求書発行事業者の申請、登録が必須となります。

また、事業所のための軽減税率対策補助金の制度があり、特に興味を持ちました。その他、持参された資料のうち、説明のあった部分を掲載させていただきます。

吉田プログラム委員長の計らいにより、貴重なお話を聞くことが出来ましたことに感謝いたします。また、当クラブ例会に、税務署から来ていただいた副署長、河原 幸生様に深く御礼申し上げます。



外食・ケータリング等

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。
 ※ テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

外食とは… 軽減税率
 飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

ケータリング等とは… 標準税率
 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

テイクアウトとは… 軽減税率
 飲食店等が行うものであっても、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象
 ※「外食」が「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

出前・宅配とは… 軽減税率
 出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象

帳簿及び請求書等の記載と保存 (平成31年10月1日～平成35年9月30日)

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ(経費)がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や帳簿などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。

○ 仕入税額控除の要件 (平成31年10月1日～平成35年9月30日)

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書保存方式)。

《現行の請求書等と区分記載請求書等の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、5の記載は省略できます。
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに合計した税込対価の額

適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入 (平成35年10月1日～)

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書保存方式(いわゆるインボイス制度))。

○ 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

○ 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

(会報担当者: 村井 茂 委員長)

いま空前のペットブームです。が!!

いぬ、猫の引取り数は約47万頭(環境省統計)で、殺処分率はなんと97%です。(動物愛護管理法: 373,518頭、狂犬病予防法: 93,797頭)
 いわゆる迷い犬・猫は20%(狂犬病予防法に基づく徘徊个体数)にすぎず
 実は圧倒的に飼い主もしくは、ペット業者からの持込です。
 不要な命を増やさないために不妊虚勢手術を推進しましょう。
 子供からのおねだりによる安易な飼育は飼育放棄につながります。
 犬も猫も10年以上は生きるのが普通になってきています。(最長は20年を超えます。)

函館北ロータリークラブ 伴侶動物委員会 会員番号わん 弗田和則

(広告掲載: 弗田 和則 会員)

◎ 3月27日出席報告 (増山 正 委員長)

会員	19名	出席率対象会員	19名
		出席規定免除会員(a)	1名
		出席規定免除会員(b)	0名
当日出席	17名	当日欠席	2名
他クラブ出席	0名	出席合計	17名
出席率		89.47%	

次のプログラム

2019年5月1日(水) 祝日休会
 2019年5月8日(水) 祝日休会

2019年5月15日(水) 通常例会

テレフォンサービス(例会移動案内) 電話 26-3170番